

## 輸出入特殊リンク制導入の限界性と東アジア「円ブロック

### ク」形成への岐路

#### — 池田成彬の貿易為替政策の有効性をめぐって —

判 澤 純 太 \*

(平成13年10月31日 受理)

### Ikeda's Financial Policy in his Introduction of Special Trade Link System and the Gateway to East Asian Yen Block

Junta HANZAWA\*

The financial policy of Ikeda (the financial minister of the first Konoe cabinet) wavered as to which to put the priority, the acquisition of foreign currency or the Yen's money flow in East Asia. Ikeda considered the matter in its all aspects, and at last introduced the Special trade link system in December, 1938. He declared by his decision that he thought the former aim more important.

On the other hand, by the effects that the second world war broke out Pound's currency rate declined suddenly. And following this, the Zhong Guo Lian He bank (the Chinese United Bank) which had been supported by Japan was forced to cut off its currency (new Legal tender)'s link to Pound in December, 1939.

At that moment, consequently, Japan also lost the most reliable means to keep the stability of Yen's money flow in China by asking for help by a pro-Japanese Chinese polity there. Ikeda's financial policy was already stalemated in front of the gateway to the East Asian Yen block.

Key Words: Ikeda's Initiative

#### 1. はじめに

満州事変勃発の三日後、一九三一年九月二一日、イングランド銀行は钞票（横浜正金銀行発行の銀兌換券）の兌換を停止した。それもきっかけにして、例えば一九三四年七月から一二月までの三ヶ月間に、二億元以上の白銀が中国国外に流出したのであった<sup>1)</sup>。また更に一九三二年から三八年の七年間では、金出超二億金単位、銀出超十億元となり、換算すれば約十五億元の出超であった。後者の原因となったのは、①植民地恐慌による在外華僑の経済的衰退、②満州国の独立、③一九三四年以来のアメリカ銀政策の積極化、④中国の銀本位離脱による合法的海外送金、等であった。この巨大な中国の銀の海外流出に伴ない、本位貨恐慌が勃発していた<sup>2)</sup>。

\* 国際関係論 助教授

これらの事態こそが、中国幣制改革が行われた重要な背後要因の一つであったことには疑いがない。その結果同中国金融改革によって、蒋介石という「法幣が作り上げた」統一的指導者が中国の政治上に登場したのであった。そして法幣存在の背後にはイギリス勢力がいた。

日中戦争の経過とは、満州国という新政治アクターを、関内の中国とアクセスさせようと日本が試み、中国がその試みを排斥しようと立ち向かったという内容であった。その決着は、最終的にはどちらの国力が経済的に先に破綻するかという持久戦になり、その本質は、中国における法幣操作のイニシアチブをめぐる一大金融戦なのであった<sup>3)</sup>。

法幣の金融力とは蒋介石の政治力の源であり、後に一九三八年一二月に重慶を脱出する汪兆銘は、これに儲備券操作を以って対抗し、日中戦争における蒋介石の独占的政治指導に影響を与えようとした。従って、法幣の動向を分析することなしには、日中戦争における蒋介石の政治指導の全貌を明らかにすることは恐らく不可能である。

本稿はその前半でまず、池田成彬蔵商相による輸出入特殊リンク制の導入の過程を中心に、日本の初期的「戦時」財政と当時の中国法幣経済との接点を洗い出す。次に後半では、汪兆銘がやがて構築するに至る、儲備券を用いたその経済イニシアチブが、その時点で既存であった東アジア「円ブロック」（日、満、北京臨時政府、南京維新政府を含む）との関係でいかなる状態に立ったかについてを検討したい。両者の作業はひいては蒋介石重慶政権と汪兆銘南京政権との間の中国金融をめぐる経済関係を、客観的に総合的に確定する前提となると確信するからである。

## 2. 戦費調達と公債消化の新段階

第七十三回帝国通常議会は、一九三七年一二月二六日に開院式が挙行され、翌三八年三月二七日に終了したが、同議会は、同月一三日の南京攻略直後とはいえ日中平和交渉の望みは薄く、戦争の「長期戦」化の展望の中で、通過法律案の多さと成立予算の膨大さにおいて未曾有の財政規模を示していた。賀屋興宜蔵相（第一次近衛内閣）は三八年一月に休会明けした新年の同議会上において、「（日華）事変（と）の関係において、必要とする多量の物資と資金の需要に備え、その供給を確保すると共に、国民経済の維持に万全を期することは、持久戦に処する我が経済方針の基礎的方針である」と述べた<sup>4)</sup>。一九三七年上半期の輸入増加は、国内に既に遊休物資がなくなって来たことを示していた。それゆえに、賀屋蔵相は、彼の財政三原則中の「需給の調整」が早くも綻びを見せ、従って他の方面で彌縫する決意を、一九三八年度予算編成に当たって新たに示したのであった。そこで、直接軍事費を除いて予算の徹底した縮減作業が試みられていた<sup>5)</sup>。

同議会においては、各省要求総額三八億円に対する二八億六千七百万円という膨大な一般会計予算と、それとは別に、更に四八億五千余万円の臨時軍事費予算が成立したのであった<sup>6)</sup>。

日本政府が一九三八年一月分以降の臨時軍事費特別会計（追加軍事費）として承認した

四八億五千万円に、第七十二議会までの四次総額事変費分を加えると、それは実に総計七三億八千万円の多額に上った。その金額は一九三六年度一般会計の歳出決算額二二億八千二百万円の三倍強であり<sup>7)</sup>、満州事変費総額十九億円の四倍近く<sup>8)</sup>、また日露戦争の戦費一五億八百万円に比較すれば五倍近い金額であった。しかも以上は臨時軍事費特別会計として処理された分であり、経常的軍事費はこの他の扱いなのであった。後者について見れば、一九三七年度会計歳出予算では陸軍省費七億二千八百万円、海軍省費六億八千四百万円、合計一四億一千二百万円、陸海軍省以外の諸経費は、第七十一議会以後第七十三議会までにたびたび追加された<sup>9)</sup>。一方、一九三七年一月中旬には非常時局に対処する一方法として、四千六百万円の節減と七千二百万円の繰り延べを行うことが申し合わされたが、しかしこの節減もその後の追加予算に殆ど食われた形になってしまい、結局三七年度の歳出総計は二八億七千三百万円という新記録に達したのであった<sup>10)</sup>。

この様に巨額な軍事費の膨張に対して、極めて僅少な部分を除けば、他は全て公債によって賄われることが必要であった。一九三八年度中に発行を予定されていた公債額は、一般、特別、臨時軍事費各会計を合わせて実に五六億二千八百万円に上ったが、この他に三七年度公債の未発行額があった。これについては、普通歳入の自然増収でかなり賄われたため減少したが、なお一般会計で二億百八〇万円、特別会計で三千五七五万円、日華事変公債で九億二千八八〇万円、総計一一億六千六三七万円に上った。これを一九三八年度分に合算すれば発行額は六七億九千三百万円に達した。三八年度未発行額に臨時軍事費特別会計の分四四億五千三百万円を加えた五六億千九百余万円が、即ち一九三八年度公債発行の予定総額であった<sup>11)</sup>。

一九三七年七月から三八年六月末まで発行済みの日華事変関係公債は二四億円であった。この他の同期間中に発行された公債総額は三一億三千万円であった。その消化については、預金部引き受け五億円、シンジケート引き受け一億円、郵便局売り出し二億四千二百万円の総計八億四千二百万円は直接消化されたものであり、次に日銀引き受け二億八千八百万円の内日銀が売却し終わった一七億三千四百万円もまた消化された<sup>12)</sup>。

しかしこの様に膨大な公債を発行し、それを今後も完全に消化し続けることは容易ではなかった。日本政府はその消化を図る一政策として、改正法「支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル件」(一九三七年九月法律第八四号)により、臨時軍事費の出納を行うに当たっては一時借入金、または融通証券を発行出来ることにした。これによって、同特別会計が存続している間中は、一般会計の年度に関係なく必要に応じて短期証券が発行出来る様になったのであった<sup>13)</sup>。

実は、公債消化は一九三七年に至って急激な悪化傾向を示していた。即ち、一九三二年から三六年までは日銀引受け高の九一%が日銀から市中へ消化されていたにもかかわらず、三七年には四六・五%に低下し、日銀の公債手持ち高は、三六年末の五億四千五百万円から三七年末には一〇億八千万円になった。それでも三八年には再び消化力が盛り返し、九九%という消化実績を上げたのではあったが<sup>14)</sup>。

日華事変を続行中である現状において、日本にとっては生産力の拡充が必要であることはいうまでもなかったが、同時にまた公債の消化についても、これを等閑視することは出来なかった。なぜなら、同事変の影響が金利反騰、公債消化の停滞など、著しく逼迫しつつあった金融市場を更に一段と拘束する事態が懸念されたからであった。

第一次近衛内閣下において、組閣の翌一九三八年、折りしも五月一九日に徐州攻略があり、現下の「長期戦下の」財政経済政策に対応した国内経済の再編、また財界との摩擦を解消するために、同月二六日、賀屋(蔵相)、吉野(商工相)という従来の官僚トップのコンビに代わって、池田成彬蔵・商工兼任相が誕生した。池田成彬とは、三〇年間にわたって三井銀行に君臨して来た財界のベテラン人物であり、先に彼は前林銑十郎内閣下において結城豊太郎蔵相の推挙によって財界から日銀総裁に抜擢されたキャリアーを持っていた<sup>15)</sup>。池田新蔵商相の財政経済政策と賀屋、吉野の財政経済政策の間には、本質的な差異はなかったと思われるが、実は統制効果を生じさせる手法においては大きな違いが見出されて行くのであった。先に一九三六年末以降見越し輸入が増加したため円為替が激しく軟化しており、一九三七年末の入超額は関東大震災の翌年に匹敵する六億五千万円に上ったため、結城蔵相は三七年三月九日以来円為替の暴落防止のため金現送を開始していた<sup>16)</sup>。これによって一九三四年四月以来三七年五月までの買い入れ金三億二千六百万円の大部分が失われたと見て良い<sup>17)</sup>。池田成彬の手に成る三八年七月一九日の「外国為替基金」の設定によって、金現送問題は新たな段階に入ったといえよう<sup>18)</sup>。

正貨現送に関する結城元蔵相の方針は、大体新産金を目安として現送を行うというものであった。次いで賀屋興宜前蔵相もまた、一九三七年分は日銀金準備に食い込んででもやむを得ないが三八年からは新産金の範囲に留めると弁明し、金現送政策を強化した。しかし、事態の進行は賀屋蔵相の思惑に反し、現送開始後、買い上げ価格を一段と引き上げざるを得なくなっていた。即ち、三七年五月一五日に一挙に一四円一三銭七厘五毛へ引き上げがあり、更に三八年五月二日に再度一四円四三銭七厘五毛に引き上げた。これで国際価格と全く同じ兌換水準のノーメリット状態になり、つまり、海外支払いのための金現送を新産金から調達する方法が手詰まっていたのであった<sup>19)</sup>。

近衛内閣改造後の五相会議の第一回会議（一九三八年六月二三日）は、池田新蔵商相の就任後一ヶ月足らずで「長期戦」に対応すべき物資総動員計画修正案を決定し、それを二六日政府声明として発表した。政府は、事変勃発以来輸入の激増に当面し、民需の削減に乗り出したのであった。一九三八年上半期の日本経済は、前年八月一〇日産金法第一条に基づく金の使用制限、前三七年九月一〇日の輸出入品等二関スル臨時措置法、及び翌三八年五月二五日の「需給調整協議会令」に典型的に見る様に、戦時需給統制及び公定価格及び切符制度導入等の価格統制が、部分的及び五月雨式に強化されていたのみであり、仮需要の抑制に重きが置かれ実需の削減を示すまでには至ってはいなかった<sup>20)</sup>。従って、物資の輸入制限を行っても国内の消費節約が伴わず、また、輸出産業の戦時再編成を企てても、統制方式の欠陥と業者の無自覚とによって輸出は一向に振るわなかった。これによ

て、国内物資の極端な逼迫化が起こっていたのである。

ここに池田蔵商相は、貿易政策を輸入制限（国際収支の適合）から「輸出振興」へ大きく転じることによって「軍需品及び輸出原料充足ヲ優先スル」<sup>21)</sup>新規池田財政政策へ新たに舵を取った。先に大蔵省を中心とした貯蓄奨励運動の展開上に、前任者たる賀屋、吉野コンビの手によって、既に国際金融市場へ向けた抜本的な二つの金融政策が講じられていたことにここで注目が払われるべきである。それらの政策とは即ち、まず、三七年八月の金準備評価替えと、次に、やはり同月の金資金特別会計の運用であった<sup>22)</sup>。金資金特別準備会計は金準備評価益（一九三四年金買入れ法実施時の金準備四億二千五百万円を再評価し、その差益六億七千四百万円と台銀及び鮮銀の金準備評価益約三千万円、合計七億四百万円を収納）、及び買い上げ金現送益とによって、総資金七億四千七百万円を以って成立した<sup>23)</sup>。

そして、前任者コンビによるこれらの政策の上に、一九三八年七月、池田蔵商相は更に、外国為替基金を設定することによって、生産力の拡充に対する融資と公債消化を一層促進する工作に乗り出したのであった。そもそも戦時統制は、生産統制、配給統制、消費統制の三つに大別出来る。池田蔵商相の財政経済政策は、特に輸出振興政策（配給統制部門に属す）を突破口として、戦時経済政策に強制的な変動を齎す方向へ向かった。

ところで、一九三七年八月に金準備の評価替えはなぜ必要とされたのだろうか。第一に、対外的に軍需資材輸入増加の勢いが到底阻止出来るものではなかったから、国際収支の逆調が相当額に達することが予測されたため、三七年三月から七月に至る間、貿易尻決済のために三億七千九百万円の金現送が行われていた<sup>24)</sup>。ところが、当時としてはこれではなお十分とはいえない状況があった。しかも新産金だけでは到底必要に応じることが出来なかったため、ここに応急処置として、まず評価替えが要請されたのだった。

次に第二の理由としては、既に日本銀行の金準備の一部が現送のため大幅に侵食され、現送の度に国内金融市場に激しい心理的衝撃を与えていた。これを引き金にデフレーションが国内に惹起されることが必定であった。またそれだけではなく、当時の金融状態は、一方で軍需産業の新設拡張もしくは改良のために資金需要が激増し、また他方には、市中銀行が警戒を強めて貸し出しを渋っていたため、市場には大幅な資金難の状況があった。そして更に預金引き出しの増加がこの勢いに拍車を掛けたのであった。従って、この金融閉塞状態を打開するためには、むしろ中央銀行の金準備を名目的にしろ増加して銀行券を増発し、市中銀行の貸し出し能力強化の素地を培養し、生産拡充の資金を潤沢にしておく必要があったのである<sup>25)</sup>。ところで、金準備の評価替えは、日本の創案によるものでもなければ、また、日本において初めて行われたものでもなかった。既に一九三四年一月アメリカ、三五年三月ベルギー、七月カナダ及びフランス、三六年九月スイス、その他諸国で行われていたのであった。その評価益の全部もしくは一部を以って為替安定資金の設定に充当し、為替相場の激変防止に備えるのが国際的に新しい傾向になっていた<sup>26)</sup>。

また金準備評価替えに伴って同じく一九三七年八月、金資金特別会計が設置された。

金資金特別会計は機能からいえば寧ろ金融部門に属したが、設立の由来からいえばこれも金現送がその動機であった。従ってその所有金は海外に現送され、または新産金の買い上げに充てられた<sup>27)</sup>。同金資金特別会計は、日本銀行、朝鮮銀行、台湾銀行が保有する金準備の評価替えの結果計上された評価益九億九千五百万円の中から、政府の負債二億四千八百万円を控除した残額、七億四千七百万円を以って設置された<sup>28)</sup>。同資金は新産金もしくは日本銀行の金買い入れに使用され、現送に充てられ、為替相場維持の手段にされたのであった。またこれと共に、総額五千万円を限度として産金奨励のためにも利用されることになった。その他同資金は国債投資、興業債権買い入れにも運用すべきものとされたが、その運用内容については外部には公表されなかった<sup>29)</sup>。

さて、一九三八年七月一九日の閣議決定に基き、池田成彬新蔵商相は日銀正貨準備八億百万円の内から三億円を割いて、日銀に外国為替基金を設置させた<sup>30)</sup>。その狙うところは、輸出振興の誘い水として輸出商品の原料輸入を円滑にする輸入資金を確保することにあつた。三億円の正貨は必要に応じて逐次海外に現送され売却され、これによって獲得した外貨はニューヨーク、ロンドンの正金銀行に預金の形式で保有された<sup>31)</sup>。この外貨資金は正金銀行及び他の為替銀行を通じて輸出品の原料輸入のために利用されるのであった。しかも同基金から外貨の売却を受けた者は一定期間内に同額の外貨による返還の義務が負わされた。こうすることによって同基金は回転率を上げ、輸出品の原料輸入のために大いに活用されるものとなる。そして、回転速度は原則として三ヶ月、例外的に四ヶ月と見なされ、大体一年を通じ三回転し、九億円に活用されるものと予想された<sup>32)</sup>。

また、外国為替基金運用上の効率を上げるために、同基金の設定に伴って二つの方策が合わせて実行された。まずその第一が日銀と為替銀行間の為替資金使用契約であり、これによって基金の統制権は日銀に掌握され、正金は単にその事務を取り扱う立場に過ぎなくなった<sup>33)</sup>。そして第二が、余裕外貨の日銀預入集中であつた<sup>34)</sup>。これは日銀に強力な為替統制権を付与し、正金銀行及び市中銀行の余裕外貨資金を日銀に集中プールし、外国為替基金と相俟つてその適切妥当な運用に資することを目的とするものであつた。ここで注目すべき事は、基金勘定の設定、外貨集中の断行によって、日銀の手に為替市場統制権が握られる様になつたことであつた。その結果として、従来現送の代理金払い下げを一手に引き受けていた、市場の所謂「正金中心主義」が崩れ、横浜正金銀行は基金の利用でもまた外貨の集中でも、一般為替銀行と何ら区別がなくなつた。

溯つて、そもそも日本の対英為替相場は、一九三一年の金本位制離脱以後、一九三三年頃まで、一円につきニシリング余から一挙に一シリングニペンス台まで急落した<sup>35)</sup>が、この為替安は日本製品の海外進出に著しく役立っていた。ちなみに、それは日本が新たに求めた基準ではなく、ある一定の期間中に偶然に落ち着いたところであつた。

従つて、対英一シリングニペンスは、日本経済にとっては自然的な水準といえるのだった。もし仮に、為替がこれ以上高くなれば輸出が不利に導かれ、せつかく獲得した海外市場を失なわなければならなかつたし、かといつて、もし一シリングニペンス以下に下げれ

ば、それは外国の関税引き下げその他の輸入コントロール策を誘致するだろうから、日本にとっては輸出伸長が期待できなくなり、また一方では、戦時下に必要な物資の輸入単価を高くし、かつ、このために国内に悪性インフレが発生する恐れもあり、また、今まで維持してきた水準を放棄することは、諸外国に対して日本経済が行き詰まったとの心理的誤解をも生じさせるから、従って一シリングニペンス・ペック（pegging）は、日本にとって言わば国策的「安定釘付け相場」として定められたのであった。三三年三月八日、日本の為替基準相場は、ドル建てからポンド建てに変更された<sup>36)</sup>。

一九三七年八月二〇日、賀屋、吉野財政コンビ下に—それは日華事変勃発の直後であったが—日本の有力外国為替銀行は日銀の勧奨によって対英為替相場第一回協定を結んだ<sup>37)</sup>。しかしこれは対英のみの協定に限られ、対米については依然競争が絶えなかったため、翌三八年三月二八日、対米為替協定が改正大蔵省令として追加され、対米は対英クロスレートを基準に一シリングニペンスを以って裁定する機械的な相場になった<sup>38)</sup>。更に四月二日には第二回対英細目協定が締結された<sup>39)</sup>。なお、英米クロスの変動に対する対処としては、その後三九年八月二八日、後継平沼内閣期の最終日に細目協定の変更が行われた<sup>40)</sup>。即ち、対米協定では、英米クロスの前開き拡大に照応して、先物相場に改訂を施し、また、対英協定では、ロンドン市場の金利昂騰に対する利回り採算の訂正に伴ってその相場を変更したのであった。

一シリングニペンス堅持のための基本政策として、三七年馬場蔵相以来既に数回にわたる為替管理の改正が行われていたが<sup>41)</sup>、それに続いて一九三八年四月五日、賀屋、吉野財政コンビ下に新たな外国為替取引許可制が実行され<sup>42)</sup>、事変下における日本の為替統制は強化の一途を辿っていた。そして更にその延長上に、池田成彬蔵商相による輸出振興を趣旨とする外国為替基金の創設が、以下に述べる様に内需削減を趣旨とする輸出入特殊リンク制の採用が、外国為替受け取り勘定の是正のための「決定策」として考案されたのであった。

### 3. 貿易特殊リンク制導入の展開—円ブロック向け輸出優先への岐路

事変下における物資動員計画が必ずしも計画通りに行かずその欠陥を露呈したことが、池田蔵商相の前任者たる賀屋、吉野財政コンビの政治的退却を促した状況的根拠の一つであった。「事変」が多分に長期戦の様相を呈して来たことに鑑みて、一九三八年六月の物資動員計画修正案中の十項目実行方針は、長期経済戦遂行下の戦時経済予算の中心原則として為替相場の堅持から転失業対策まで戦時経済に必要なあらゆる項目を網羅していたが、その民需制限の目的とするところは、軍需資材の大量確保と、「輸出入リンク制（輸入許可と為替許可の一元化<sup>43)</sup>）」によって輸出品用原料の国内流用を抑止することにあつた<sup>44)</sup>。中でも輸入統制が最も厳重だったのは綿花であり、その民需向けは殆ど全面的に禁止にされたが、その他鉄鋼、銅、軽金属、皮革等も民需用輸入は事実上殆ど禁止されてしまった<sup>45)</sup>。

ここでなぜ「輸出入リンク制」が突然に浮上して来たのかについてその歴史背景を叙述しておきたい。戦時経済の核心は軍需生産力の拡充にある。第七十三回議会において重要鉱物増産法、日本産金振興株式会社法、石油資源開発法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法等の諸法律が成立した。これらは何れも軍需関係事業の伸長に役立たせるものであった<sup>46)</sup>。なお同議会においては電力管理法、国家総動員法も通過した。また一九一八年の軍需工業動員法は総動員法の施行と同時に廃止されてしまった。同新諸法律群は、関係産業に補助金を与え、租税を免除する等政府が経済的保護を加え、なおかつ経営上の指導監督も加えることになっており、生産力拡充のための法的基礎を整えるものであった。なお緊急を要する直接軍需品業については、臨時措置法第二条によって製造命令を発することが出来た。

戦時生産力拡充計画を達成するためには拡充計画資本が必要とされた。一九三八年中の日本の計画資本は三九億三千六百余万円の巨額に上っていた<sup>47)</sup>。これは前年に比較して三億一千六百万円の増加であった。それはもちろん前年の「増加額」一四億三千万円には遥かに遠く及ばなかったが、しかし増資及び社債は計画資本として最高記録であった。

計画資本の中で増加したのは銀行業、鉄道及び軌道業、鉱業（四億二千四百万円）、化学工業（三千六百万円）、機械及び器具工業（一億千三百万円）、金属工業（一億二千八百万円）、であり、これは時局産業集中が起こったことが分かる<sup>48)</sup>。なお、生産額の増加率は三七年工場統計では、金属工業五九％、機械器具工業四九％、化学工業三八％と、平均増加率の二、三割をはるかに上回っていた。その他は電気業、食料品工業、製糸業、造船業等悉く減少していた<sup>49)</sup>。

一九三八年の日本事業界は、以上の様に軍需産業に偏した跛行的景気状態にあった。ここにおいて、平和産業の萎縮からやむを得ず軍需産業に転換を企てたものが少なくなかった。例えば紡織業の衰退によって、従来紡織器製造を行って来た豊田式織機、大阪機械製造、大阪機械工作等は、その卓越した技術力を以って軍需工業に転換し、宮田製作、大日本自動車等も争って軍需方面に転換した<sup>50)</sup>。また、日本発送電会社への強制出資によって前途企業の妙味を失った既存の電力会社も、挙って時局産業の波に乗り、アルミニウム、マグネシウム等の化学工業へ進出を計画し、東京電燈と古河電工は日本軽金属会社（資本金一億円）を起こした。東邦電力は日本ステンレスと共同で第二ステンレス（資本金千五百万円）の設立を計画した。また、日本電力は日本電解製鉄（資本金三百万円）、日本マグネシウム（資本金二百万円）、日本軽銀工業（資本金百万円）等の子会社の一斉拡張を企て、その他関東水力は旭電化、古河電工と共同で関東電化工業を創立し、金属マグネシウムの精練に乗り出した。紡績会社でも重工業への進出を企てたものが少なくなかった。鐘淵紡績、東洋紡績等がその例であった。ラジオ機械製造工場や、自動車泥除製造工場、万年筆工場も兵器の部分品や弾丸の一部を作った。また、電球の口金製造工場が銃剣工業に転じ、木材工場でも武器を作った<sup>51)</sup>。

この期に一九三八年の当時の日本領土の貿易状況を概観すれば、日本内地及び樺太の輸



出は二六億八千九百万円で、前年より一五・三パーセント（四億八千五百万円）の減少を示し、また輸入は二六億六千三百万円で前年より二九・六パーセントの減少を示すという萎縮状態であった。これに朝鮮、台湾及び南洋の分を加えた総貿易では、輸出二八億八千六百万円、輸入二八億三千六百万円で、六千万円の輸出超過であった<sup>52)</sup>。

次に対外貿易を国別で見ると、対米輸出は四億二千五百万円で、関東州の五億三千六百万円を除けば第一位を占めていた<sup>53)</sup>。しかし、これを前年に比較すれば二億千四百万円（三三・四％）の減少であった。これはアメリカの景気反動と排日的な空気のために、生糸及び缶詰め食料品その他の輸出が激減したことの反映であり、代ってアジアへの輸出が増加したのは円ブロック向け輸出が発展したことによった。これに次いだのが満州国の三億千六百万円、中華民国の五億千二百万円等であった。これらの「円ブロック」向け輸出を除外するならば、英領インドの一億八千八百万円が第二位を占めていた。しかし、綿織物は前年より増加したが人絹織物その他の輸出が激減したため、結局三八年の対インド輸出は一億千百万円（六二％）に減少した。対英輸出は一億三千四百万円で、円ブロック輸出を除外した対第三国輸出の第三位を占めていたが、前年と比較すれば三千四百万円（二〇・二％）の減少であり、また蘭印輸出は一億四百万円で前年に比し九千六百万円と殆ど半減に近かった<sup>54)</sup>。

また、輸入先の第一位を占めたのはアメリカの九億千五百万円であり、これは綿花の輸入が激減したためであり、軍需資材の輸入は前年と殆ど変わらなかったにもかかわらず、三億五千四百万円（二七・九％）の激減になった<sup>55)</sup>。その他の輸入については各地域とも減少していたが、特に大洋州、アフリカ、南米からの輸入が激減した。これは綿花、羊毛の分散買い付けが改廃され、それらに対する輸入制限が強化されたためであった。これに対してアジア、北米、欧州からの輸入はあまり減退しなかった。アジアからの輸入の大半は円ブロックからの輸入であった。北米及び欧州からの輸入は当面必要とする軍需関係品、及び生産力拡充資材が主として輸入され、その減退は比較的僅少に留まっていた<sup>56)</sup>。一方これに対して従来輸出産業用原料を供給していた諸国からの輸入は激減した<sup>57)</sup>。

日本にとっては対英一シリング二ペンスの国策相場の維持は絶対に必要であり、確かに貿易尻も決して軽視は出来なかったが、しかし既に見て来た様に、日本国内の産業構造は一九三八年段階では戦時産業に雪崩を打って転換していたから、この国内経済の広義国防産業化の趨勢を押し留めることは最早誰にも出来なかったであろう。ここに池田蔵商相にとって戦時貿易の神髓たる政策は、輸入統制を厳格化する一方で、貿易尻の単なる改善ではなく、必要な軍事資材を確保するために日本の輸出力の増大を計ることより他に求め様がなくなったことは前節でも検討して来た。

池田蔵商相は以上の枠組みの対照として、国内経済においても内需削減の観点から「輸出入特殊リンク制」を最終案として採用することに決したのであった。一九三八年一月二九日に、「輸出品用原材料承認書公布規則」及び「輸出品用原材料ノ転用阻止ニ関スル件」が公布され、一九三九年一月一〇日から施行された<sup>58)</sup>。この両商工省令に盛られた

政策こそが輸出入特殊リンク制であった。この輸出入特殊リンク制の特徴は、言わば総合リンク制の特長を全部抹殺し、既に試験済みであった商品別リンク制を模倣したものに過ぎなかった。即ち輸出商なり製造業者なりが商品に関東州、満州国または中華民国以外の地域に対して輸出する時、輸出を実施する一定の書類を添えて地方長官に輸入承認書の交付を願い出ると地方長官は承認書を発行するから、これによって大蔵省へ為替許可を申請すればその輸出は「自動的」に許可されるのであった。なお、輸出入特殊リンク制によって輸出用原材料の配給実施が困難なものについては、一九三八年三月、特殊取り扱い保税工場（輸出用原材料配給会社）を設立して円満な配給を実施することになっていた。この種の保税工場は三八年末までに六四箇所を算した<sup>59</sup>）。

長期戦下の軍事経済に突入した日本にとって、貿易上の第一義的任務は、今や軍需資材を輸入するために外貨を獲得することであった。そうでない商品については、例え輸出が増進しても、内需と同じ扱いになるから、あまり意味がなかったのである。従って、如何にそれが東亜新秩序建設のために必要であっても、円ブロック向け輸出はある程度阻止せざるを得なかった。一九三七年六月末、まず中国向け綿糸の積止めが行われていた<sup>60</sup>）。

日本の円ブロック向け輸出統制は、一九三七年一〇月に始まった。その後輸出入羊毛リンク制（三八年三月）、輸出入綿糸リンク制（同年四月）等多くの商品について様々に輸出禁止乃至制限の措置が取られた。しかしながら、第二次「満州国五カ年計画」に必要な建設資材や中国への食糧輸出（主として派遣部隊の軍需、及び在留邦人向け）はその後も多額に上り、円ブロック向けの輸出は一向に減る様子を見せなかった。

また、制限された輸出商品が確実に第三国への純輸出となる見込みがある場合には、円ブロック向け輸出制限は確かに有効適切な措置であったが、しかしブロック経済の根本論からいえば、この様な措置は変態的で不合理なものであると考えられた<sup>61</sup>）。なぜなら、せppかく日本が輸出制限を行っても、第三国が代わりに輸出すれば何にもならなかったからである。円ブロックを形成する満州国、関東州、及び中華民国（臨時、維新政府）へ向けた三八年中の輸出合計は、一一億六千万円であり、実に輸出総額の四三・二パーセントに上ったのであった<sup>62</sup>）。

一九三八年九月二〇日、（池田蔵商相が率いる）商工省は、「関東州、満州国及び中華民国向輸出調整ニ関スル件」という省令を公布し、関、満、中向け輸出を統制することとした<sup>63</sup>）。同措置は日本の対外経済政策が、外貨受け取り勘定か大陸における円系通貨圏の保護か、どちらの政策を優先させるかという、まさに大きな岐路に立っていることを示していた。そして更にその背景には、日満を一体として見た貿易尻が、一九三六年度三億千百万円入超から、三七年六月中旬までで六億二千四百万円の大入超に拡大したという事実があった<sup>64</sup>）。日本経済が対英一シリングニペンス基準を果して持ちこたえる体力があるかどうか、また金現送がそれを彌縫し得るかどうか問われていたのであった。この時点で池田蔵商相は、三八年一二月の「輸出入特殊リンク制」の導入実施によって、前者の「外貨受け取り勘定」を優先するという最終的決断を、ギリギリで固めたといえるのだった。

指定輸出商品（ソーダ灰、苛性ソーダ、過燐酸石灰、ガラス等二四品目）の第三国向け輸出が行われた場合、その商品を含む全原料の金額だけ原料輸入が許可されることになった<sup>65)</sup>。

一九三八年七月中旬、日本の対外貿易は早くも出超に転じ、その後二ヶ月間は平均月額四千万円の出超を継続し、同年九月上旬までの出超累計額は七千九百万円の巨額に達していた。この結果、三八年以来七月までの入超額二億二百余万円は、差し引き一億二千万円の入超に減じた<sup>66)</sup>。しかし、池田成彬はこの輸出入貿易の新動向の成果を蔵相として確かめることが出来なかった。なぜなら早くも翌三九年一月、近衛内閣の退陣、平沼騏一郎新政権の登場（新蔵相には官僚のトップたる前大蔵次官が就任、一方新商工相には前拓務大臣が就任した）と共に、やむなく一線を退いたからであった。

おりしも同三八年五月、日英海関交渉の結果、南京維新政府は六日に正式に上海海関を接收し、更に徐州の陥落を契機として北京臨時政府と協議した結果、両政権合流実現の第一歩として、まず統一関税を実施することに決し、同月三十一日新関税税則を公布、六月一日から両政権統治区域内の全海関（秦皇島、天津、龍口、芝罘、威海衛、青島、芜湖、南京、鎮江、上海、杭州等）に施行することにした<sup>67)</sup>。新海関税則は、排日関税率の是正、経済復興開発工作の促進を謳っていた。ここに日満「円ブロック」は、前三七年一二月満州国施行の貿易統制法、新関税法と合わせて、東アジア「円ブロック」（北京臨時、南京維新両政府を含む）の拡大へ障壁を取り払っていたのであった。

さて、日華事変の勃発から一九三八年三月（中華民国維新政府・南京に樹立）までを法幣の安定期とすれば、それに続く六ヶ月間はその激落期といえたのであった。前期の法幣対外相場低落指数は九九から九八に過ぎなかったが、後者のそれは一九三八年三月時点の九五・四五四から同年八月の五四・七三一へ四七・二四の低落を示した<sup>68)</sup>。その原因は要するに資本の逃避、または後に述べる様に、三八年三月に開設された中国連銀が法幣を外国為替に転換したことに対抗するため重慶政府が取った措置が惹起したパニック、そしてそれに起因する為替相場の出現等にあった。

一九三八年七月に法幣第二次大崩落（一元＝一〇ペンス二五〇から、一元＝八ペンスへ）が起こった<sup>69)</sup>後、中国向け輸出はそれまでの様に一旦法幣で受け取り、それを外貨に再度兌換することが出来なくなった。仮に法幣に替え得たとしても、その時には法幣暴落のため為替上の非常な不利を蒙ることになったのである。のみならずこの時の池田蔵商相は、対中国金融政策において、一方で中国連銀を中心とする幣制の補強政策を求められ、また他方で、中部中国占領地に氾濫する円紙幣及び三八年十一月以後通貨として強制代用し始めた軍票<sup>70)</sup>の価値維持のための北東アジア円ブロック向けの輸出促進を求められる立場に立っていた。この政策を推し進めることは、「為替の均衡」を第一義に置いて来た賀屋、吉野財政ラインからの明らかな逸脱であった。

以上を見ると、池田新為替政策は片や日本国内には産業が広義国防へ雪崩を打って転換しつつある状況があり、また他方北東アジア「円ブロック」内においては、三九年五月に

華興商業銀行（維新政府と日本側の折半出資）が設立されるに至れば中国において円系通貨管理体制の整備がほぼ完了するという状況があつて、この二つの内外状況のタイミングが合致する直前に状況から引き出された政策であつた事が分かる。しかしながら、同応急的政策の推進によっては長期的な為替安定による日本国内の経済秩序維持は図れないわけであるから、そのフォロー策としては、日本は「円ブロック」との相互間で、早晚戦時収奪的貿易関係（北東アジア円ブロック内では帳簿上の日本側借越し関係）に転じざるを得なくなるであろう。しかしこの様な関係は長続きするはずがなかつた。近衛首相のブレイン組織「昭和研究会」の中心的メンバーであつたエコノミスト高橋亀吉が、三八年一月月末に雑誌『改造』誌上の座談会<sup>71)</sup>で、「従来日本経済の弱点として見られてきた対外為替と公債消化能力という二つの問題を池田路線が克服した」と評価して間もなく、日本の長期戦時経済下での対外貿易関係には、円系通貨ブロック建設政策への切り替えが起こり、果して皮肉にも、最終的には日本対外金融政策の自家中毒的破綻、崩壊へ至る道程を辿つたのである。

次節においては、日本の為替情勢に対峙して、海の彼方の中国大陸において、東アジア円ブロックがその後どの様に拡大形成されたかを、汪兆銘新南京政府をめぐる「日中特別円協定」の成立を中心に検討したい。主として通貨の側面から日満中関係の当時の動向を考察することにしよう。

#### 4. 「日中特別円協定」と汪兆銘政府の儲備券イニシアチブ

一九三八年以来華北戦時経済は、主として原材料、特に石炭、鉄鉱石、その他の鉱石、綿花、塩、油料等を日満に輸出していた。そしてその後期においては、製鉄、製鋼、アルミナ、液体燃料等、国防基礎工業の建設に努めた。これらの産業の基礎物資を産出する華北の一般社会経済の運営に関して、華北政権（一九三七年一二月誕生した北京臨時政府）及び日本は格段の留意を示し、これら産業に必要な機材、及び民生用の必要物資の輸入について特別な措置を講じたのであつた<sup>72)</sup>。即ち、日本、満州国等から輸入された物資は全てこれらの産業に投資され、また、約百万人に上る従業勞工の他、一般人に対する配当に充当された。ちなみに中国共産党は、これら華北経済圏に軍事的打撃を与えることによって、満州国経済の転覆、ひいては日本軍時経済の転覆を軍事作戦の要諦と考えた。

日本は南方の上海金融市場に対峙して、華北金融市場（天津が中心）を自分のイニシアチブで育成、強化しようと狙つていた。しかし、現銀集中が困難であつた当時の中国では、銀の流出は相対的に中央銀行の手持ち銀量を引き上げる結果になつていた。これはひいては、上海経済圏の力を相対的に強化し国民政府の経済基盤を厚くしたので、対日牽制に資し、中国の銀コントロールに介入する米国を利する側面があつた<sup>73)</sup>。

中国対外貿易（三四年統計）の一パーセント（上海圏は五五％）、対内貿易（三四年統計）では九％（上海圏は三九％）をしめる天津経済圏は、上海に比してマーケットが小規模だったので、外部（地域外）資力が多く浸透してつた<sup>74)</sup>。

天津において発券額の最も多い銀行は従来中国、交通両銀行であった。それらは中国国民党の統制下にあった。そして第三位の中国実業銀行もその範疇に属した。第四位の四行準備庫は上海の支庫になってはいたが、しかし銀密輸に原因して、同四行券兌換は直接現銀ではなく、中国、交通両銀行、あるいは交通券を使用することになったため、国民政府が漸次その統制下に加えつつあった。即ち、国民政府の金融力が北方に漸次具体化しつつあった<sup>75)</sup>。

一九三八年七月法幣第二次崩落を契機に、日本円にリンクする管理通貨として連銀券（同三八年三月一〇日北京臨時政府が中国連合準備銀行<sup>76)</sup>を開設）が登場した。しかし、その為替一元化構想によっては、中国における法幣との闘争は完全に終結したわけではなかった。事實は、連銀券によって回収された旧法幣額は一千萬元程度に過ぎず、日華事変前北部中国に流通していたと見られる三億元の旧法幣の大部分は、奥地に、天津租界に、またあるいは上海に逃避したのであった<sup>77)</sup>。そこで日本としての第二の工作は、奥地に逃走した法幣への追撃と、これに追随する連銀券の普及工作の展開とを必要とした。この要請は治安地区の拡大によって漸次達成されて行った。一九三八年末に連銀券の発行高は一億六千二百萬元であったが、三九年末には四億五千八百萬元に達した<sup>78)</sup>。

しかしながら北部中国において、漸くインフレ問題が金融通貨政策の重要課題として登場して来たのであった。そうやって来ると連銀券発行高の増加を無条件に容認するわけには行かなくなった。それは法幣に代わって華北の統一的通貨としての地位を築いた連銀券が、貿易通貨としても対外的に揺るぎない体制を備える必要に迫られたからであった。当時法幣は表面的に華北から退場したとはいえ、貿易通貨としては依然租界の中で頑強に存在し続けていた。このため法幣の相次ぐ減価を通じて連銀券の減価が招来し、これが北部中国インフレの重要な要素になっていた<sup>79)</sup>。

華北における中国側銀行及び外国側銀行の大部分は、英仏租界にあって消極的な営業方針を取っていたが、逃投した土着資本の預金は一般に増加し、これを運用して商品思惑あるいは中国国債その他有価証券売買等を行い、収益状態は日華事変前より良好なものもあった<sup>80)</sup>。

一方、華中では首都南京が一九三七年一二月一三日に陥落したことによって、政府系法幣発券四銀行が内奥地移転した。これは国民政府による上海金融統制の事実上の放棄を意味したが、交戦区域の奥地移動に伴って戦鬪区域内の有産無産階級が安全を求めて上海租界内に殺到し、また、在外逃避金の大量の還流等の原因によって、上海自体の桁外れの消費力、膨張力、及び遊資の激増を招来し、更に華商商業銀行との相克や極度の金融緩和事態の促進の中で、「金融孤島上海」の奇形的繁栄を現出していたのであった<sup>81)</sup>。

一九三八年三月一二日、それは奇しくも連銀開設の二日後であったが、重慶政府は上海民間の要求に応じる形で、中央銀行による為替供給業務を香港に移し、今後は政府の認定によって割り当てる輸入品の決済の場合以外には為替を供給しない旨の財政部布告を公布したのであった<sup>82)</sup>。このことはどういう意味を持ったのであろうか。即ち、重慶政府が

日本との交渉を拒否し続ける限り、日本は占領地の民生安定について、国際的（つまり中国為替の対ドル・リンク安定維持）の直接的責任を負わされたのであった。この様にして中国は、日本の継戦能力に対して、以後金融側面から能力停止のタイムリミットを課したのであった。ちなみに、この中国側のタイムリミット設定については、同年末重慶を脱出する汪兆銘も当然読み込み済みであったことだろうと推測されよう。つまり、やがて汪兆銘のイニシアチブによる備券経済圏創設が早晚登場しなければ、日本の、中国為替維持を主眼とする経済的能力的限界状況が、今や早くも目に見えていた。

翌一九三九年三月、英国議会は法幣制度の補強策として、法幣安定資金制度法案を採択し、中国法幣のポンド価値の不当な変動を抑制する資金設定を助長する法案を採択した。これによって、中国・交通銀行五百万ポンド、香上銀行三百万ポンド、チャータード銀行に百万ポンドの法幣安定資金が確保されたのであった<sup>83)</sup>。しかし、華北において中国連銀が外貨集中制を実施したことや、華中の華商商業銀行の設立、新維新政府の通貨対策の強化、法幣の一時的安定に刺激された中国貿易の入超増大等によって、間もなく同安定資金は枯渇してしまった。即ち、安定資金設定後僅かに三ヶ月で、運用委員会は外貨の売り出し統制を止め、暫く法幣相場が自然に落ち着くまで、放任しなければならなくなったのであった<sup>84)</sup>。

この様にイギリスが「対抗的法幣補強工作」をとる事態が起こった一方で、汪兆銘は東京を訪問し、平沼騏一郎首相と会談した。矢継ぎ早の国際関係経済法令、政策がこれをきっかけに平沼内閣側から発動されたのであった。即ち、同年七月八日日本銀行、満州中央銀行特別融通契約の一億円クレジット、同月二八日円域(満関中)貿易調整令などがあった。また、三九年六月、興亜院が五百萬元を上海の円市場に投入、市場操作を通じて円元パーの維持を狙った<sup>85)</sup>。九月二四日には、後継阿部信行内閣による総合国力発展日満中経済分配計画、一一月五日、日満中経済建設連繫要綱、一二月二三日戦時貿易振興対策要綱などがあった<sup>86)</sup>。更にまた、欧州大戦勃発の影響を受けて、一九三九年一〇月、中国連銀は対外為替基準を、対英一シリング二ペンスから対米二三ドル一六分の七に切り替えたのであった<sup>87)</sup>が、同年一二月二八日、阿部内閣（蔵相は青木一男）下の結城豊太郎日銀総裁は「回顧と見通し」<sup>88)</sup>の中で、遂に「英米依存から脱却した日本経済」の展望を示したのであった。

連銀券に貿易通貨的機能を付与するという企画は、イギリスの法幣補強政策に対抗して、同じく一九三九年三月、法幣の全面禁止と同時に、為替集中制として実施された。それは第三国向け輸出為替を連銀に集中し、その範囲内において輸入為替の売却に応ずるという仕組みであり、最初は僅かに輸出品十二品目に限定されたのであったが、中部、南部中国も第三国扱いになり、従って北部中国と、中部及び南部中国とは「第三国関係」に立つことがここに明確化されたのであった<sup>89)</sup>。

一方、一九三九年九月八日、政府四銀行（中央、中国、交通、中国農民）の連合準備庫が蒋介石によって設置された。これは抗日戦期地域限定的ではあったが、幣制改革以来中

断されていた北方四行（塩業、金城、中南、大陸）の団結連合（第一次奉直戦争による金融恐慌に対処した）を先例に再編した単一国庫の創設であった。それは戦時金融に関する一切の銀行活動を指導するためのものであり、これによってこそ上海及び香港から重慶への政府諸銀行本店の移転、またその信用による数百の工業企業の移転が可能になったのであった。

準備庫の主要機能は、①政府四銀行の銀行券発行の協力、②銀行施設の配置計画、③基金の利用、④貨幣流通の準備額管理、⑤追加銀行管理、⑥債権共同発行、手形共同割引、⑦輸出入、移出入許可、⑧輸入業者に対する許可と為替供与、⑨戦争関連企業への共同出資、⑩金銀収集と交換、⑪貯蓄運動の展開、等であった<sup>90)</sup>。

ところで、この間の華北（北部中国）物価指数を見ると、一九三八年平均一五二・〇六（一九三六年を一〇〇とする）であったものが、三九年には二二六・六九、四〇年には三九九・一七へ猛烈な昂騰を示した<sup>91)</sup>。これは明らかに悪性インフレ化傾向を示していた。また、これに対応して、天津租界内の連銀券と法幣の闇相場が次第に連銀券に大きな打歩をつけ、三九年四、五月頃を最高として、一次は法幣千元が連銀券千三、四百元という取捨のつかない相場を示した。この物価昂騰と連銀券の価値低落とは見逃し難い課題であった<sup>92)</sup>。

北部中国の物価昂騰の第一原因は、巨額に上る対日供出によると考えられるのであった。この見返りとなる食料品、生活必需品の円域期待が不十分であれば、それは中部中国（為替上第三国扱い）或いは第三国に期待せざるを得ず、輸入が連銀統制圏内において賄い切れなければ、物資は法幣自由市場を通じて調整せざるを得ず、その様にして実際、上海法幣の低落にもかかわらず、三九年五月二日、法幣一元＝一三四円の最低値を付けるなど連銀安が誘致されていた<sup>93)</sup>。上海租界内の外銀も法幣流通禁止の措置に対抗して連銀への為替売り上げを拒否し、対連銀券為替攻撃に参加した。<sup>94)</sup>この状態は逆にいえば、期待物資の円滑な供給が、日本、中部中国或いは第三国に対して要求されていたのであり、北部中国のインフレは直ちに日本に波及するという観点からも、あるいは治安圏の拡大による地場生産物資による裏づけ、またあるいは為替集中制の全品目への拡大、そして更には、中部中国問題が喫緊の課題になったのであった<sup>95)</sup>。

日本軍は経済戦の観点から種々の金融技術的な連銀券強化策を実施したが、しかし依然として連銀券は、法幣統落の影響から逃れることは出来なかった。租界に立てこもる外国系、中国系銀行、銭荘は連銀の統制に服さず、思惑、投機、金融攪乱に動いた。かくして日本側は、天津租界問題を解決しなければ連銀の完全な形での北部中国金融制覇はあり得ないとの結論に達し、一九三九年六月から八月にかけて天津租界事件が治安問題を引き金に紛糾したのであった。これに対して重慶政府側は、九月「戦時金融機構弁法」の施行によって対抗した<sup>96)</sup>。

その後、租界問題を除けば、連銀の金融的覇権は連銀券の強化政策に照応して、目覚しいテンポで達成されて行った。連銀は全華北の主要地に分行を持ち、かつ河北省、冀東両

銀行、青島、太原、開封の連銀地場資本共同出資による地場銀行を整備したのであった<sup>97)</sup>。

さて、一九四一年六月一七日、汪兆銘は公式訪問として日本の首都である東京入りした一七日間の長期外遊の目的は、華やかな日中親善外交の陰に隠れて定かには見え難かったが、同六月二〇日には第二次近衛内閣下に儲備銀行海外資金を日本に移し、特別円に換える協定が日中間で協定された。

ところで、前年夏の紀元二千六百年式典の直前、満州国皇帝溥儀が訪日していたことが思い出される。この際にも、一九四一年三月に連銀所有外貨を正金東京支店に集中し、特別円を設定する協定が既に締結されていた<sup>98)</sup>。そしてこれら二者を合わせて、一九四一年七月二〇日には、誕生間もない第三次近衛内閣下に、満・華北国際収支調整会議が開催されたのであった<sup>99)</sup>。

それと前後して、第二次近衛内閣は第七十六回帝国議会において、一九四一年六月一日にポンド系為替取引を安定させるため、ポンド貨為替を正金の集中勘定に集中し、正金の国家機関化を促進していた。そしてこのポンド貨集中制によって生ずる損失を、五億円の限度内において政府が保証する外国為替損失補償制度が発足した<sup>100)</sup>。次いで、同内閣は七月七日には輸出代金を迅速確実に回収出来る様、従来欧州、アフリカ、英領インド、豪州等を実施して来た輸出入為替買い取り承認制（為替集中制）を南北アメリカとフィリピンに拡大適用し、円ブロック（円系通貨）とソ連（ルーブル）を除く全世界向け二一種全第三国為替を一切統制下に置いた<sup>101)</sup>。またやや溯って、この集中制の拡大と関連して、同年六月二〇日から輸出入為替予約取り決め制を実施しており、外貨輸出契約の成立した貿易業者に対して、速やかに売り為替の予約を締結させることとしていた。これは為替銀行だけでなく、貿易業者の手持ち為替も全面的に集中させようと謀ったものであった<sup>102)</sup>。

つまり、これらの一連の措置は、ポンド、ドル決済への依存を脱却するための措置であり、反面、円貨系圏内諸国の清算勘定は、帳簿振り替えによる、大東亜を範域とする独立的国際金融圏に編成されたのであった<sup>103)</sup>。四一年中には華北・華中間の貿易が一億円規模で外貨建てから円建てに改められた。<sup>104)</sup>

さて、汪兆銘の率いる国民(純正)政府は、一九四〇年三月南京に遷都し、同政権は江蘇、浙江、安徽、上海特別市、南京特別市を基盤とした。一九四〇年一二月一九日、同政府の中央銀行として中央儲備銀行の設立が発表され（中央、中国農民銀行を閉鎖清算、中国、中国農民銀行を改組する等、所謂法幣発行四行の処理を実行した上で）、同行発行の儲備券は、旧法幣（一九三五年十一月三日公布の新貨幣法令に準拠）に等価に設定された。翌一九四一年一月六日に中央儲備銀行は南京に総行を開業し<sup>105)</sup>、同じく二二日上海分行が設立された。四一年一月八日堀内総領事発松岡外相宛て電は、「中央儲備銀行八月額一千万余ノ赤字財政切抜ケトシテ設立サレタル」という<sup>106)</sup>。また、滇緬公路の再開と共に、四〇年一〇月一七日交通銀行ラングーン支店が開設されていた<sup>107)</sup>。ちなみにこれは、重慶が南洋華僑資金受け入れのルートを太くしたことを意味していた。これも日



本側(第二次近衛)が汪兆銘に儲備券の運用をまかせ、中部、南部中国において彼によって法幣に対抗させることを決断した事情の一つであっただろう。

汪兆銘(南京純正)国民政府の儲備券発行による法幣攻撃が見越されるに至り、英米クロスの暴落によって、各種の噂と共に上海為替市場には暗雲が漂っていた。一九四〇年五月二日法幣の第三次暴落が到来した。即ち、それまで六ヶ月間四ペンス台にあった法幣相場指数が一挙に三ペンス三二分の一に低落し、一時は三ペンスをすら割った。また、為替相場指数は二・八五九に下がった<sup>108)</sup>。暴落直後の五月一〇日ドイツの電撃作戦によって第二次ヨーロッパ大戦の火蓋が切られ、六月一四日にパリ陥落、同時に東南アジアにあったフランス、ベルギー、オランダの各植民地が激しく動揺し、香港始め南方各地の資金が続々と上海に流入した。フランス、ベルギーオランダ等の諸銀行は預金の取り付けを懸念して法幣を手当てするために多額の外貨を放出し、このことによって二ヶ月間為替の堅調がかりうじて維持された<sup>109)</sup>。三国同盟及び日本の仏印進駐を牽制するため米国政府は九月下旬に重慶に二千五百万ドルの借款を与え、また、一〇月一七日、英国がビルマルート再開を通告したことによって法幣の暫時堅調は更に延長された<sup>110)</sup>。しかし、四〇年十一月下旬日本による南京純正政府の承認、日中国交調整条約調印、日満中共同宣言、一二月の中央儲備銀行の設立公表を見ると、翌一九四一年一月一六日、香上銀行が売り止めを行ったのを契機に法幣は大暴落した。そして更に、日本軍による浙江・福建作戦の遂行が、その暴落に追い討ちをかけたのだった<sup>111)</sup>。

「儲備特別円協定」(一九四一年六月二〇日)、それに先立つ同年三月の「連銀特別円協定」、そして更に一九四一年七月二〇日の「満・華北国際収支調整会議」に見る一連の為替協定は、日本が日本円、法幣にリンクした連銀券の対ドル裏づけ(一九三九年一〇月二四日対米電信売り為替二三ドル一六分の七<sup>112)</sup>)を「放棄」した内容を持つものであり、それはやがて四二年三月三〇日儲備券の対法幣価値離脱へと道を開くものであった<sup>113)</sup>(同年七月一八日、儲備券は英貨六ペンスに釘付けた)。これらの一連の為替協定の内容は、第一に、本稿が第二、第三節において既に論じて来たところの、池田成彬蔵商相の「輸出優先、あるいは内需削減」主義貿易路線が遂に轟沈したことを明示し、代わって、第二に、円ブロック内において「連銀券(ドル・ペック)為替帳尻」に束縛されていた同連銀券及び軍票(ひいては満州国幣)が、旧法幣と連動する儲備券を媒介にその「くびき」から逃れたこと(それは残念ながら後先考えずにかなり場当たりの政策であったが)を意味していたこと、そして日本の国策的には、四〇年十一月「日満支経済建設要綱」、一二月「経済新体制要綱」<sup>114)</sup>に見る第二次近衛内閣の「円域為替取引重視政策」の内実が、世界基軸通貨(ドル貨、ポンド貨)とリンクした状態での中国連銀による北部金融制覇計画の頓挫を、かなり見越したものであったことを明らかにしていた。

先に一九四一年三月法幣不安が起こった際、その価値をある程度法幣から独立させつつあった軍票は、四〇円台を割って公定相場の倍以上の価値になった。これは円系物資の上海への輸入及びその売れ行きを阻害した<sup>115)</sup>。一〇月末に二二円という相場が出た時に

は、旧法幣の暴落に軍票相場水準を一定に保つことは最早不合理になっていた<sup>116)</sup>。

しかし日本は当初、日中間の物資購入関係にこの旧法幣の激落を利用したのであった。即ち、この間を日本側の記述に寄れば、「日本円百円が旧法幣二百五十元位ニ相当シテ居タガ日本円ヲ日米為替相場（二三ドル一六分ノ七）ト当時ノ旧法幣ノ対米相場トカラ裁定シテ直接法幣ニ結び付ケルト日本円百円が旧法幣四二三元（或イハ百元ニツキ二三円半）ニ相当スルコトナルノデ、軍票ヲ通ズル場合ニ比シ著シク安価ニ輸入」<sup>117)</sup>出来た。また、「（中国市場デ）売ッタ（日本政府手持チノ）旧法幣ハ儲備券ノ半額ニ迄暴落シタノデ、（日本）政府ハ少シモ損ヲスルコトナク本邦（日本）、中南支物資ヲ獲得」<sup>118)</sup>出来た。

ところが、「一九四一年七月ノ対日資産凍結カラ本邦（日本）ノ対支輸入期待物資ハ飛躍的ニ重要度ヲ増シタガ之ト同時ニ中南支ノ物価ハ旧法幣ノ下落カラ昂騰シタノデ、対支輸出調整料ダケデハ其ノ補填ハ不十分トナッタ」<sup>119)</sup>（日本側では浮動資金抑制の目的で、四一年二月に満華北為替調整大綱、同年四月対中為替中央銀行集中などの措置を取った<sup>110)</sup>）。

汪兆銘は先に論じた四一年前半の日本との間の金融諸協定によって、日本軍による華北、華中軍事支配の裏で、華中儲備ネットワーク、いうならば、ひいては北部中国における連銀の既存金融ネットワークを、自らがいよいよ政治的に手中に収める展望を恐らく持ったであろう。しかし、その関係には同時に、所謂国際通貨（具体的にはポンド、ドル貨）の裏づけがなく、ひいては「円ブロック」為替の帳簿上の帳尻合わせである「預け合い勘定」を押しつけられた形でもあった。これは、為替上、汪兆銘が既に日中戦争における日本の金融戦敗戦処理工作に着手した一面を持っていたのである。汪兆銘は日本の東亜経営なるものが金融的にそれ程長命たり得ないだろうという認識を当然持っていた筈である。しかし汪兆銘は日本の大陸からの退出までの暫くの間、東北四省、及び華北五省（河北、山東、山西、チャハル、綏遠諸省）一以上は中国において人口の四分の一、五分の一の領土面積を占め、十分の九の鉄鉱石、三分の二の鉄道、五分の四の石炭（二分の一の炭坑）、二分の一の塩を支配する地域であった<sup>121)</sup>一を長らく支配し、今やほぼ「死に体」となった法幣に代位する力を持つ儲備券の運用を、日本から合法的に委託されたと認識したことであろう。

「国税ハ中央ニテ決定シテイル」<sup>122)</sup>（一九四〇年五月一三日、漢口伊東総領事の有田外相宛て電）。既に儲備券を握る汪兆銘は、また、中国国税の中枢を握っていた。あるいはまた、「駐満機関トシテハ、臨時（北平）政府通商代表タリシ周ヲ召還シ維新（南京）政府ヨリ派遣セラレタル林ヲ中華民國駐満通商代表ノ資格ヲ以テ派遣スルコトニ決定セル」<sup>123)</sup>（一九四〇年五月一三日南京阿部大使の有田外相宛て電）。汪兆銘は対満関係も自分の息のかかっている人脈ルートで押さえていた。即ち、王克敏からの奪権を果たしたのである。また彼は、巧みに日本外交の裏をかきながら、強かに政治要衝を固める政治的手法も見せた。即ち、同日の阿部の対有田電にいう。「一一日高参事官褚外交部長ト

ノ会談ノ節駐滿通商代表ノ派遣並二人選ノ如キ重要事項ニ付イテハ予メ大使館ト打合ハスコト可然キ旨注意シタルニ、褚ハ本件ハ維新政府ノ弁シタル事項トシテ差当たり林ヲ派遣シタル次第ニシテ事前ニ御相談セサリシカテヌカリナルカ今後ハ十分注意」<sup>124)</sup>、と。

一九四三年一月儲備銀行の「預け合い勘定」の勘定使用高は百億元で、発行全数量の七割を越えた<sup>125)</sup>。

「一九四二年三月(日本ノ)中南支通貨儲備券一色化ノ確立ト共ニ此ノ取引キハ日本円対儲備券ノ決済ニ代リ、引キ続キ活発ニ動イタ」<sup>126)</sup>。

先に述べた様に、一九四二年三月三〇日、南京政府の還都記念日を期して、儲備券は対法幣価値を離脱したのであった。同年五月三日儲備券対法幣の交換比率が六〇元対百元、軍票対儲備券の相場が百円対一八円に設定された<sup>127)</sup>。

更に六月八日以後には、旧法幣の強制通用力をなくすると同時に、二対一の比率で儲備券五〇元と旧法幣百元との全面交換が開始された。同施行地域は江蘇、安徽、浙江の三省、及び南京及び上海特別市で、実施期間は六月八日から二一日までの二週間であった<sup>128)</sup>。これらは儲備券の圧倒的流通予測において、旧法幣を「地域通貨」の地位に貶める措置ともいえるのであった。しかしそれは反面、国際金融のマクロコズムからいえば、ドル・リンクを失った円域経済圏を外界から遮断する措置でもあった。そして、「儲備券ノ対円比率ハ変更セズ、連銀券対儲備券ノ換算率ト連銀券対日円ノ換算率ヲ適當調整スルコト」<sup>129)</sup>と日本側にあるから、儲備券に連銀券は連動すべく設定されたといえる。「一九四二年下半期以降中南支カラノ輸入ハ、兎ニ角円対儲備券ノ決済ガ圧倒的ニ多クナッタ」<sup>130)</sup>という。

この通貨新状況は以前の中部中国における通貨状況を一変していた。参考までに、以前の華中における法幣流通状況と日本の関係を当時の公式記録から対比的にここに見ておくことにしよう。

日本側の記録は、「日本ノ対中輸出ハ対北支輸出ガ円系通貨ノ価値維持ノ為ナルニ反シ、外貨獲得ノタメデアリ、第三国市場的意味ヲ持ツモノデアッタ。中支ニオイテ発足シタ通貨工作ハ百%外貨交換性アル華興商業銀行(三九年五月一日設立)券的貿易通貨の色彩ヲ持ツモノデアリ、連銀券ノ有スル如キ政治的性格ハ殆ド持タナカッタ。軍票工作トイエドモ法幣打倒トイフ積極的意味ヨリハ、軍費支弁ノ為ノ消極的必然カラ出タモノデ、法幣ヲ流通禁止シ之ニ代ルベキモノトシテ登場シタノデナク、法幣ト併存シ寧ロ法幣経済ノ土台ノ上ニ立ッテ機能シタモノデアッタ」<sup>131)</sup>、と記す。

一九四二年七月、江蘇、浙江、安徽に流通する儲備券は一一億二千八百万円であったと推算される<sup>132)</sup>。とりわけ上海、南京地区においては流通額の九割余、その他の地区では概ね六割内外と推算された。但し、同年春には一方で、上海に四、五〇億元の法幣預金があり、その内三〇億元に近い法幣が流通していたとされる<sup>133)</sup>。中国政策において法幣の退潮を十分自分に利して来た円貨ではあったが、しかし、法幣の神通力がほぼ死んだ時、法幣をそれまで敵視して来た(但し、敵視しつつも法幣パー・リンクを維持して来た)

円貨も同様に力を失ったのであった。

これに付随して起こった日中間の特徴的経済現象は、例えば日本としては従来労働力華北依存による支出を輸出でカバーして来たのであったが、華北物価高のために闇輸出が盛んになり、正規の貿易の不振に加えて、製鉄用の華北の粘結炭の輸入が急増し総収支が悪化した。また、国庫送金の支出源としての予算をカバーする日本内地の大量公債消化が行き詰まった。ここに儲備、横浜正金、連銀等「預け合い勘定」による「外国資源の活用政策」という方針が恐らく生まれたのであろう<sup>134</sup>。

日本は華北領域を満州国工業化の基盤だと考えていた。そしてそのために華北工業のファンダメンタルズの水準向上に意を用いたのであった(例えそれが生活必需物資の持ち出しという面で収奪であっても)。汪兆銘には満州工業化促進の名分によって、華北工業化への資金を、特に満州国から引き出せる選択肢があったのである。例えば、一九四一年五月、中支物価緊急対策暫定要綱案、同六月対南京国民政府三億円借款などがある<sup>135</sup>。汪兆銘が満州国から資金を引き出せせるかどうかは、端的に言えば、汪兆銘新南京政府に中国北部の連銀経済圏を吸収する為替能力があるかどうか、の一点にかかっていたのであった。

本稿の最後部分では、日・英米戦争の勃発前後において、「法幣経済圏」対「連銀、儲備経済圏」の攻防上に、英米勢力が如何に関っていたかについて見ておくことにする。

一九四一年七月二六日、英米は対日資産凍結令を以って日本東条新政権の東アジア「円ブロック」為替新政策と対決した(先に四〇年一二月に英中輸出信用保証協定調印)のであった。天津租界における英米系、及び中国系銀行の機能はこれに伴って停止した。日・英米戦争の勃発によって、同地の行政権は中国側(汪兆銘政権)に移管され、租界内に立て籠もっていた米英系銀行、中国重慶政権側銀行が接收された。一二月一二日華北政務委員会は「金融機関取り締まり規則」を公布し、華北の一切の機関を連銀の統制下に置いたのであった<sup>136</sup>。僅かに余命を繋いでいた錢舗の匯申為替(中国人によって利用された華北・華中間、主として天津—上海間の送金為替)にも連銀集中制が行われ、同時に許可制を採った<sup>137</sup>。一二月八日に接收閉鎖された華北の中国、交通両銀行を改組、それぞれ華北政務委員会、連銀折半出資の新銀行として、連銀の傘下に出発することになった<sup>138</sup>。

一九四二年七月三十一日に両行処理委員会が再開され、連銀の傘下に儲備銀行が置かれた形ではあったが、連銀と儲備銀行との関係調整が、儲備銀行の地位を向上させる趣旨で、かつ新段階における華中華南と華北蒙疆間の統一的幣制構築への見通しを持って図られたのであった<sup>139</sup>。この時汪兆銘は、「前線は日本に任せ、後方は中国国民政府(汪兆銘)が受け持つ」との言を公表した<sup>140</sup>。話を四一年一二月に戻せば、この頃新たに山東農業銀行が設立された。連銀は、同行を傘下に招き入れることによって金融網を拡充すると共に、北京、天津、青島、済南に手形交換所を設置した。ここに連銀を中心とする華北金融統一機構が、ほぼ完全な形で整備されたのであった<sup>141</sup>。

一方、第二次法幣安定資金は、一九四一年四月二四日、重慶政府が英米両国財務当局との間にワシントンで調印した二つの借款協定によって成立していた<sup>142</sup>。この二つの金

融協定は、借款供与額をそれぞれ英国が五百万ポンド（実は一九四〇年英一千万ポンド借款は、英貨圏内における物資購入用五百万ポンド商品クレジットと、為替安定資金クレジット五百万ポンドの両立てになっており、後者の資金であった）、米国が五千万ドル（米国が五千万ドルに価する法幣を購入し、その他重慶政府系銀行が二千万ドルを附加出資する、但しこの借款は武器貸与法に基づくものではなかった）とし、その監理を新設の安定資金委員会に委ねた<sup>143)</sup>。

この第二次法幣安定資金の効果は、この資金設定当時既に法幣の為替相場は事変前の二二パーセントに、第一次安定資金設定当時の約三九パーセントに惨落していたという第一次安定資金の効果に照らしても明らかな様に、実際的にはじめからさほど期待出来ないのであった<sup>144)</sup>。その意義は、この第二次安定資金が四〇年一月三〇日、日本が南京政府を承認した同日に借款貸与の声明がなされ、また翌四一年四月一日、日ソ中立条約が成立した直後に協定に調印した事実を鑑みても、政治的ジェスチャーの意味が相当に強かったと当初は日本側に思われたのであった<sup>145)</sup>。

#### 注

- (1)『革命文献』第七四輯・抗戦前期国家建設史料貨幣金融、三一頁。
- (2)東亜研究所編『列国対支投資と支那国際収支』実業之日本社、一九四四年、二二四頁。
- (3)拙稿「第一次近衛政権の法幣処理政策と狭義国防主義思想」日本国際政治学会編『国際政治』第九七号。
- (4)「昭和一三年金融年史」『銀行研究』第三六卷五号、五頁。
- (5)大内兵衛編『満州事変以後の財政金融史』日本銀行調査局特別調査室、一九四八年、二二六頁。
- (6)『銀行研究』第三五卷四号、三一五頁。
- (7)「昭和一三年度金融年史」前掲、二〇頁。
- (8)『満州事変以後の財政金融史』前掲書、二二六頁。
- (9)「昭和一三年度金融年史」前掲、二二頁。
- (10)「事変下金融界の展望」『銀行研究』第三五卷四号、三一六頁。
- (11)同論文、三二二頁。
- (12)同論文、一四四、一四五頁。
- (13)同論文、三三九頁。
- (14)同上。
- (15)今村武雄『池田成彬伝』慶應通信、一九六二年、二五八頁。『東洋経済新報』第一七四六号、一四頁。
- (16)『満州事変以後の財政金融史』前掲書、三五四頁。
- (17)同上。『昭和財政史』第一三卷、東洋経済新報社、一九六三年、三五四頁。
- (18)『官報』

- (19)丸川賢太郎「外国為替統制論」大阪毎日・東京日日新聞社編『統制経済講座』（五），一元社，一九四〇年，一二五頁。
- (20)「支那事変下の物価政策」明石照男編・大蔵大臣賀屋興宜述『統後の財政経済』河出書房，一九三七年，二五―三一頁。
- (21)小汀利得「リンク性の根本問題」『商工経済』第六卷四号，一八頁。
- (22)『我国金融事情』第一卷，金融研究会，一九三九年，二一四―二一七頁。高橋亀吉『東亜建設と財政経済の再編成』千倉書房，一九三九年，七七頁。
- (23)金原賢之助『日本戦時経済政策』千倉書房，一九三九年，一六二頁。
- (24)『満州事変以後の財政金融史』前掲書，第二編付属二ノ第二表。
- (25)「事変下金融界の展望」前掲論文，二二〇頁。
- (26)同論文，二二一頁。
- (27)同論文，三五八頁。
- (28)同論文，二一一頁。
- (29)同上。
- (30)『日本戦時経済政策』前掲書，一六二頁。
- (31)「事変下金融界の展望」前掲論文，二一二頁。
- (32)同上。
- (33)同上。
- (34)同上。
- (35)『満州事変以後の財政金融史』前掲書，一四六頁。
- (36)同上。
- (37)一九三七年八月二日『東京朝日』。
- (38)一九三八年三月二日『東京朝日』。『我国金融事情』第一卷，前掲書，一七八頁。
- (39)一九三八年四月二日『東京朝日』。
- (40)一九三八年八月二日『東京朝日』。
- (41)『満州事変以後の財政金融史』前掲書，三五二頁。
- (42)『官報』。
- (43)「国防経済の充実と貿易政策」『経済情報』一九三九年新年号，二六頁。
- (44)「昭和一三年度金融年史」前掲，三九頁。「物資動員計画発表さる」一九三八年六月二四日『東京朝日』（夕）。中村隆英『日本の経済統制』日本経済新報社，一九七四年，五四頁。
- (45)「昭和一三年度金融年史」同上。
- (46)同上。
- (47)『満州事変以後の財政金融史』前掲書，第二編付属一ノ第四表。
- (48)「昭和一三年度金融年史」前掲，四一頁。
- (49)同論文，四〇頁。

- (50)同論文, 四六頁.
- (51)同論文, 四七頁.
- (52)同上. 『満州事変以後の財政金融史』前掲書, 三五五頁.
- (53)「昭和一三年度金融年史」前掲, 五一頁.
- (54)同上.
- (55)同上.
- (56)同上.
- (57)同上.
- (58)同論文, 五五頁.
- (59)『満州事変以後の財政金融史』前掲書, 三八一頁.
- (60)「昭和一三年度金融年史」前掲, 五七頁. 従来円ブロック地域向け輸出を行って来た商業資本, 輸出業者にこの措置は大打撃を与え, 日系在華紡を勢い付かせた. 松浦正孝『日中戦争期における政治と経済』東京大学出版会, 一九九五年, 一二四頁.
- (61)「昭和一三年度金融年史」前掲, 五七頁.
- (62)同, 五六頁.
- (63)『官報』
- (64)「一志二ペンス維持の実力ありや」『エコノミスト』一九三七年七月一日号.
- (65)『官報』. 『満州事変以後の財政金融史』前掲書, 三八一頁.
- (66)小汀利得「リンク制の根本問題」前掲論文, 二五頁.
- (67)この動向に対する最初の最も大きな世界的反応は, 三九年六月一六日, モスクワでの中ソ通商条約の調印であったと考えられる. また, 日本政府による中国新中央政權樹立方針策定は, 一九三九年六月六日(平沼内閣). 外務省編『日本外交年表並びに主要文書』下, 四一二, 四一三頁.
- (68)「昭和一三年度金融年史」前掲, 五三頁.
- (69)拙著『近代日中関係の基本構造』論創社, 一九九七年, 四六〇頁.
- (70)今村忠雄『軍票論』商工行政社, 一九四一年, 一〇八頁.
- (71)『日中戦争期における政治と経済』前掲書, 九一頁.
- (72)「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国経済政策関係雑件」第四卷(外交史料館E〇〇〇5)
- (73)拙稿「蒙疆銀行の為替管理政策」『政治経済史学』第二三一号, 三頁.
- (74)『北支那事情総覧』南満州鉄道株式会社総務部資料課, 一九三五年, 三頁.
- (75)「蒙疆銀行の為替管理政策」前掲論文, 五頁.
- (76)阪谷芳直『三代の系譜』みすず書房, 一九七九年, 二一〇頁. 拙著, 四五七頁. 中村隆英『戦時日本の華北経済支配』山川出版社, 一九八三年, 一四七頁.
- (77)「円系通貨」『エコノミスト』第二〇年四二号, 二〇頁.
- (78)同上.
- (79)同論文, 二一頁.

- (80) 同上.
- (81) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国經濟政策關係雜件」第三卷.
- (82) 「外汇清核規則」『中央公論』一九三八年一〇号. 『新支那現勢要覽』東亜同文会, 一九四〇年, 一五一六頁.
- (83) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国經濟政策關係雜件」第三卷. 一方, 一九三八年一二月から一九四一年四月に至る合計一億九七八〇万米ドルのアメリカによる対中援助につき, 「米国の援蔭借款と奥支那經濟開發」『經濟情報』産業編, 一九四一年七月号.
- (84) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国經濟政策關係雜件」第三卷.
- (85) 「資料解説」二八頁. 『続・現代史資料』(11), 占領地通貨工作, みすず書房, 一九八三年. (以下, 『通貨工作』と略述する.)
- (86) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国經濟政策關係雜件」第三卷.
- (87) 『満州事変以後の財政金融史』前掲書, 三九七頁.
- (88) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国經濟政策關係雜件」第三卷.
- (89) 「円系通貨」前掲論文, 二一頁.
- (90) 拙稿「抗日戦争期中国の対日協調主義ナショナリズムの再検討」『民主主義研究会紀要』第一六号, 二七頁. 熊本吉郎「中国に於ける連合準備制度について」『東亜經濟論叢』第一卷一号, 二三九頁.
- (91) 「円系通貨」前掲論文, 二一頁.
- (92) 同上.
- (93) 「中支物価ト北支物価トノ相関性」華北綜合調査研究所, 「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国經濟政策關係雜件」第三卷. 「資料解説」二八頁『通貨工作』.
- (94) 「円系通貨」前掲論文, 二一頁.
- (95) 『中央週刊』重慶版, 第二卷三号.
- (96) 「資料解説」二八頁, 『通貨工作』前掲書.
- (97) 「円系通貨」前掲論文, 二一頁.
- (98) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国經濟政策關係雜件」第三卷.
- (99) 同上.
- (100) 『エコノミスト』第二〇年二八号, 三三頁.
- (101) 『昭和財政史』第一三卷, 前掲書, 四〇一頁.
- (102) 『満州事変以後の財政金融史』前掲書, 四〇一頁.
- (103) 同上.
- (104) 中村隆英『戦時日本の華北經濟支配』前掲書, 二七〇頁.
- (105) 『通貨工作』三八五, 三八六頁.
- (106) 「中国銀行關係雜件中央儲備銀行」(外交史料館E 2 3 2. 2-1)
- (107) Oct. 18 1940 "Rangoon Gazette".
- (108) 「円系通貨」前掲論文, 二四頁.



- (109) 同上.
- (110) 同上.
- (111) 同上.
- (112) 『満州事変以後の財政金融史』前掲書, 三九七頁.
- (113) 「円系通貨」前掲論文二五, 二六頁. 上坂西三「広域経済における清算協定制の再吟味」『エコノミスト』第一九卷一号. 青木一男「新旧法幣等価離脱の感想」『通貨工作』六七四頁.
- (114) 松本治彦「中小商工統制編」『統制経済講座』一元社, 一九四一年, 一五八—一六一頁. なお, 従来は, 一九三九年一月二二日上海財務室通令(大蔵省訓令に基づく)等によって, 同財務室が主として為替取引の面から軍票の価値維持に気を配っていたという情勢があったことが対比されよう. 『全支商工取引総覧』第四編, 一九四一年版, 中国通信社, 一九四一年, 一五九—一六一頁.
- (115) 「円系通貨」前掲論文, 二五頁.
- (116) 同上.
- (117) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ対中国経済政策関係雑件」第三卷.
- (118) 同上.
- (119) 同上.
- (120) 『満州中央銀行史』東洋経済新報社, 一九八八年, 一四七頁.
- (121) 『救国時報』一二三, 一二四号(一九三七年九月一七日).
- (122) 「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件汪精衛関係」第一卷(外交史料館A 6 1 1・8-5).
- (123) 同上.
- (124) 中央儲備銀行顧問室「中央儲備銀行横浜正金銀行間儲備券対日円預け合契約改訂処理要綱案」『通貨工作』七七九頁.
- (125) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ対中国経済政策関係雑件」第三卷.
- (126) 同上.
- (127) 『エコノミスト』第二〇年二一号, 二四頁. 小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』お茶の水書房, 一九七五年, 一四五頁.
- (128) 「円系通貨」前掲論文, 二六頁.
- (129) 「大東亜戦争中ノ帝国ノ対中国経済政策関係雑件」第三卷.
- (130) 同上.
- (131) 同上.
- (132) 『エコノミスト』第二〇年二一号, 二四頁.
- (133) 同上.
- (134) 『満州中央銀行史』前掲書, 一九三頁.
- (135) 『通貨工作』六四四頁.

- (136)「円系通貨」前掲論文，二一頁.
- (137)同上.
- (138)同上.
- (139)『エコノミスト』第二〇卷三〇号，五七頁. 胡宣同「中央儲備銀行見聞」寿充一等編  
『中央銀行史話』中国文史出版社，一九八七年.
- (140)『エコノミスト』第二〇卷三五号，一九頁.
- (141)「円系通貨」前掲論文，二二頁.
- (142)同論文，二四頁.
- (143)同上.
- (144)同上.
- (145)同上.